

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和2年12月10日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和2年平泉町議会定例会12月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

はじめに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会12月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、監査委員から令和2年8月分から10月分までの現金出納検査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会12月会議に説明員として出席する者の職種名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、定例会9月会議以降の報告事項についてお手元に配付したとおりですのでご了承願います。

次に、選挙管理委員会委員長から選挙管理委員会の委員長の職務代理者等の告示について通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一部事務組合等議会議員からの報告を行います。

はじめに、一関地区広域行政組合議会の報告を求めます。

7番、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

7番、真竈です。

一関地区広域行政組合議会の報告を行います。

一関地区広域行政組合議会について、その概要を次のとおり報告します。

令和2年12月10日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

一関地区広域行政組合副議長、真竈光幸。議員、稲葉正。

令和2年10月13日火曜日、午前10時より一関市役所議場におきまして、第44回一関地区広域行政組合議会定例会が開催をされました。31ページの裏をご覧ください。

付議事件は認定第1号から第2号、議案第11号、12号まで、いずれも賛成起立満場にて、全て原案のとおり認定及び可決となりました。

認定第1号は、令和元年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであり、

32ページの裏面から49ページまで決算資料を添付してございますので、お目通しをお願いいたします。

認定第2号は、令和元年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。51ページ裏面から72ページまで、決算資料を添付しましたので、お目通しください。

また、68ページから86ページまで、一般会計及び特別会計の財産調書と審査意見を付してございますので、併せてお目通しをお願いいたします。

87ページをお開きください。

議案第11号、令和2年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ1億2,768万8,000円を追加するものであり、89ページ表裏面の明細をお目通しいただきたいと思ひます。

議案第12号、令和2年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,332万円を追加し、サービス勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275万9,000円を追加するもので、明細につきましては、92ページから95ページ裏に記載のとおりですので、お目通しをいただきたいと思ひます。

付け加えまして、令和元年度決算に係る主要な施策の成果に関する説明書を添付いたしましたので、併せてお目通しをいただきたいと思ひます。

一関地区広域行政組合議会の報告は以上であります。

議長（高橋拓生君）

これで一関地区広域行政組合議会の報告を終わります。

次に、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

1番、大友仁子です。

それでは、諸報告の109ページをお開き願ひます。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会につきまして、その概要を次のとおり報告いたします。

令和2年12月10日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、大友仁子。

109ページ裏面をお開きください。

令和2年11月18日、午後1時40分より岩手県自治会館におきまして令和2年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。付議事件につきましてご報告いたします。

認定第1号、令和元年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

125ページをお開きください。

歳入、収入済額1億9,494万5,629円、次のページになりますが、歳出、支出済額1億9,316万6,316円、歳入歳出差引残額177万9,313円となり、原案どおり認定されました。

なお、次ページからは事項別明細書になっておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思  
います。

次に、認定第2号、令和元年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳  
出決算の認定についてでございます。

132ページをお開きください。

歳入でございます。収入済額1,623億2,538万9,344円。

次のページになります。

歳出、支出済額1,585億3,978万4,356円、歳入歳出差引残額37億8,560万4,988円となり、こち  
らも原案どおり認定されました。

なお、次のページから事項別明細書になりますので、後ほどお目通しいただきたいと思  
います。

111ページをご覧ください。

議案第11号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条  
例についてでございますが、改正内容としましては、平成30年度税制改正に伴い、令和3年度分  
以降の保険料について必要な規定の整備を行ったものであります。こちらも原案のとおり可決さ  
れております。

続きまして、112ページ裏面から116ページの議案第12号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期  
高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。

議案第13号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条  
例の専決処分に関し承認を求めることについて。

認定第12号、東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改  
正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。

以上、条例の専決処分に関する承認案件3件につきましても原案のとおり承認されております。

なお、議案ごとに専決処分書が付されておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思  
います。

次に、議案第15号、令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予  
算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,567億  
8,591万1,000円としたものであります。こちらも原案のとおり承認されております。

なお、補正予算の事項別明細書につきましては、151ページから154ページにございますので、  
後ほどお目通しいただきたいと思  
います。

次に、議案第16号、令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）で  
ございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ177万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億  
9,571万8,000円とするものであります。こちらも原案のとおり可決されております。

なお、補正予算の事項別明細書につきましては、156ページから159ページにございますので、  
後ほどお目通しいただきたいと思  
います。

次に、第17号、令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ28億4,156万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,596億2,747万8,000円とするものであります。こちらも原案のとおり可決されております。

なお、補正予算の事項別明細につきましては、161ページから165ページでございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

以上、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

以上で、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

これで一部事務組合等議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

9月14日になりますが、新型コロナウイルス感染症に伴う危機対策本部会議、11月30日までの49回開催をいたしたところであります。

10月4日になります。中尊寺通りのホコ天まつりが開催されております。

10月8日になります。暴力団追放一関地方大会が開催されております。

10月19日、交通事故防止推進「ライトの早め点灯運動」での街頭高館橋付近での街頭活動であります。

10月21日になりますが、交通安全誓約書の署名簿提出、交通安全母の会から提出され、対応をしております。4,439名の署名簿を提出いただいたところであります。

10月26日になります。平泉町総合教育会議が開催されております。

10月31日、そして1日とひらいずみ芸術文化祭、そして11月1日にはひらいずみ産業まつりが開催されております。

11月3日、町勢功労者の表彰式が開催されております。

11月7日、長島小学校PTA親子ふれあいコンサートが開催されております。

11月13日になりますが、一関地方農林業振興大会が開催されております。

12月1日になりますが、平泉町交通安全運動推進町民大会が長島体育館で開催されております。

12月7日になりますが、一関遊水地事業に伴う地役権補償に関する調印式が開催され、私は立会人という形で署名をさせていただいたところであります。

なお、その後、追加でお願いしたところ、報告させていただきますが、12月8日、古都ひらいずみガイドの会要望対応、平泉町シルバー人材センター要望対応、平泉商工会要望対応、平泉町社会福祉協議会要望対応、新年度予算等であります。

以上、報告とさせていただきます。

議 長（高橋拓生君）

以上で、町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、稲葉正議員及び3番、猪岡須夫議員を指名します。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会12月会議の会議期間は、本日から12月17日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から12月17日までの8日間に決定しました。

なお、会議中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第3、請願第3号、私学教育の充実、発展させるための請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

6番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

6番、三枚山光裕です。

説明をさせていただきます。

請願第3号、平泉町議会議長、高橋拓生様。

請願者は、盛岡市本町通り三丁目18の32、私学助成を進める岩手の会、会長、土屋直人さんです。

私学教育を充実、発展させるための請願。

紹介議員は私、三枚山光裕と千葉勝男、高橋伸二、阿部圭二の各議員です。

請願の趣旨では、これまでの各市町村議会から提出された意見書が、この間、国の私学関係予算を増額させるなど、一定の成果を上げたこと、また、岩手県では平成16年度の最高の高校生1人当たりの補助額が平成20年度まで4年間下がり続けてきましたけれども、今それ以後、その平成16年度の水準を上回ってきた、そういうこと。さらには、一方で私学と公立の学費の差は依然として大きい。そういう中で、さらには今年の新型コロナウイルスの拡大によって経済的な打撃があり、私立高校に通う世帯でも家計に大きな影響が起きているということに触れておりました。そうした中で、一層今後とも私学の充実のために以下の点の請願を求めているのであります。

請願事項は、1つは、平泉町の私立高等学校生徒学費補助交付金制度を継続するとともに、その交付対象として入学金、施設設備費等の学納金を含めるよう制度を充実してほしいという点であります。

当議会に対しては、国及び県に対して過疎地域の私学高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金をさらに充実することを求める意見書の提出を求めているところであります。

慎重審議をお願いいたしまして、以上説明を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は、総務教民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第4、請願第4号、家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

5番、阿部圭二です。

それでは、請願第4号を説明させていただきます。

請願第4号、平泉町議会議長、高橋拓生様。

家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願。

紹介議員、阿部圭二、稲葉正、三枚山光裕。

家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願。

請願趣旨、中小業者や農林事業者は地域経済を根底から支える重要な役割を担うとともに、コミュニティの維持、発展にも大いに貢献してきました。しかし、長らく続く不況に加え、本年ははじめから国内でも広まった新型コロナウイルス感染症による経済の停滞を受け、域内においても廃業、倒産が相次ぐなどし、かつてない危機に直面しています。

こうした状況の下で、自営業者の女性配偶者は家族従業者として事業を支えるとともに、家事や育児、介護を担い、休む間もなく働いています。しかし、どんなに長時間働いたとしても、自営業者が白色申告であった場合、家族従業者に支払った給与分（自家労賃）は、所得税法56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）という規定により必要経費として認められません。

なお、白色申告では、家族従業者に支払った給与を専従者控除として所得から差し引くことが認められていますが、その額は配偶者で86万円、子・親族は50万円とされ、極めて低い額に抑えられています。これは家族従業者が週40時間働いたものとして換算すると、配偶者で時給407円、子・親族は236円となり、岩手県の最低賃金793円（令和2年11月現在）を大きく下回る金額です。

さらに、専従者控除によって認められた金額、配偶者で86万円、子・親族で50万円という金額がおのおのの給与収入とされるため、例えば子が自動車や住宅を購入しようとしても年間収入は50万円であるため、金融機関からの借入れを断られるケースが多発しています。また、給与証明がないため、家族従業者の子供が保育園に入所する際、民生委員から働いている旨の証明を得る必要があるなど、手続も煩雑になっています。

なお、自営業者が所得税に係る確定申告を行うに当たっては、上記の白色申告に加えて青色申告という制度が設けられています。後者は、家族従業者に支払った給与全額所得から差し引くことができますが、その条件として高度な記帳が求められるなどし、例えば経理を苦手とする自営業者、あるいは現場の作業のみで余裕がないような現業系の業者等にあっては、青色申告を選択することは極めて難しいと言わざるを得ません。

そもそも白色申告と青色申告という形態の違いのみで家族従業者に対する税制上の扱いに差異が生じ、事業主にあっては課税額も変動するというのが日本国憲法14条が保障する法の下での平等に反するものであり、基本的人権を侵害しています。さらに、白色申告者に限り、配偶者や子・親族の給与が認められていないというのは、憲法24条家族生活における個人の尊厳と両性の平等にも反するものです。

我が国では、人口減少傾向が顕著となっており、経済の規模も縮小傾向にあります。こうした情勢を踏まえ、政府も女性の活躍を政策として掲げており、女性が持てる能力を最大限に引き出していくことが求められています。女性の立場を抑圧する所得税法56条の廃止は上記の政策の実

現を確たるものにしてします。

上記の趣旨から、地方自治法第99条の規定に基づき、下記事項について国及び関係機関に意見書を提出されるようお願いいたします。

請願事項1、所得税法第56条を廃止すること。

2020年11月30日、平泉町議会議長、高橋拓生殿。

請願者、一関市末広2の6の33、一関民主商工会婦人部、部長、後藤幸枝。

盛岡市松尾町19の8、岩手県商工団体連合会婦人部協議会会長、菊地ゆり子。

以上、審査のほうをどうぞよろしくお願ひいたします。

議長（高橋拓生君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は、総務教民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第5、議案第55号から日程第13、議案第63号までの条例案件4件、補正予算案件5件、以上合計9件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、議案の説明をさせていただきます。

条例案件4件、補正予算案件5件、計9件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、議案書1ページをお開きください。

議案第55号、平泉町町税条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、1ページ裏面に記載のとおり、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

続きまして、2ページ、議案第56号、平泉町手数料条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、2ページ裏面に記載のとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号に利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、当該通知カードに係る手数料を廃止しようとするものでございます。

続きまして、3ページ、議案第57号、平泉町文化遺産センター設置条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。職員の任用の改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

議案第58号、平泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、補正予算案件につきましてご説明をいたします。

議案書5ページをお開きください。

議案第59号、令和2年度平泉町一般会計補正予算（第8号）でございます。

令和2年度平泉町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,795万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億744万9,000円としようとするものでございます。

続きまして、28ページをお開きください。

議案第60号、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和2年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,636万3,000円としようとするものでございます。

続きまして、30ページをお開きください。

議案第61号、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和2年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,679万5,000円としようとするものでございます。

続きまして、34ページをお開きください。

議案第62号、令和2年度平泉町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和2年度平泉町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度平泉町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益、補正予定額3万円、第1項営業収益補正予定額276万3,000円の減。

第2項営業外収益、補正予定額279万3,000円。

支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用補正予定額3万円。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,000万円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額353万円、当年度分損益勘定留保資金8,647

万円に補填するものとする。)に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業資本的収入、第2項分担金及び負担金、補正予定額306万4,000円。  
34ページ裏面でございます。

第4条、予算第10条に定めた一般会計から、この会計へ補助を受ける金額を1億4,918万5,000円に改めようとするものでございます。

続きまして、38ページをお開き願います。

議案第63号、令和2年度平泉町水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

第1条、令和2年度平泉町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、補正予定額2万円。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正予定額2万円、第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用、補正予定額20万円。

第3条、令和2年度平泉町水道事業会計予算第4条本文括弧書きを(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,354万1,000円は、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額2,052万6,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金8,301万5,000円で補填するものとする。)に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業資本的収入、第3項出資金14万4,000円の減。

38ページ裏面でございます。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

第1号職員給与費、補正予定額20万円。

第5条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1,422万2,000円に改めようとするものでございます。

以上、提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長(高橋拓生君)

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第5、議案第55号から日程第13、議案第63号まで、ただいま説明のあった議案につきまして、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、条例案件4件、補正予算案件5件、以上合計9件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

55分まで休憩とします。よろしくお願いいたします。

---

休憩 午前10時40分

再開 午前10時54分

---

議長（高橋拓生君）

再開します。

日程第14、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、大友仁子議員、登壇、質問願います。

1番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

1番、大友仁子です。

それでは、通告1番、公明党、大友仁子でございます。

まず、はじめに、9月議会での私の一般質問の中で季節性のインフルエンザについての質問に対しまして、今までの助成対象の方々にさらに1,000円の上乗せの早急な対応をしていただき、大変に感謝申し上げます。町民の皆様は大変に喜んでおります。

さて、季節も冬となり、今年はコロナ禍の中での風邪対策、インフルエンザ予防、また新型コロナウイルス対策になるかと思えます。

そこで1件目、予防接種について伺います。

予防接種の（1）番、高齢者肺炎球菌ワクチンについて伺います。

肺炎は、高齢になるほど重症化しやすく、高齢化に伴い年々死亡者数が増加しています。特に、高齢者の死亡率が高い、肺炎予防のための定期接種制度が2014年10月から開始されました。その制度は5年間で65歳以上の全人口をカバーする経過措置期間を設け、対象者は65歳から100歳までの5歳刻みの各年齢になる方で、生涯に1度だけ制度を活用した接種が可能というものです。

国は、この5年間で65歳以上の全ての対象者に接種の機会を設けたわけですが、接種率が伸び悩んだため、昨年5年間、令和5年度まで経過措置を延長することに決めました。厚生労働省の検討会では制度が十分に知られていないのではないかという指摘も出ており、厚労省の事務連絡には経過措置延長の決定の通知とともに、さらなる接種率向上の取組を求める内容があったと伺っております。高齢者肺炎球菌ワクチン接種の経過措置延長を受けて、予防接種の受けやすい環境の整備に対する町のさらなる取組を伺います。

（2）番、子宮頸がん予防ワクチンについて伺います。

子宮頸がんは、20代から30代の若い女性に多く、若い女性がかかるがんの中では乳がんに次いで多く、年間1万人近くの女性が罹患し、約3,000人もの女性が亡くなっています。子宮頸がん

は早期に発見できれば完治する可能性の高い病気ですが、病状が進むと子宮を摘出する手術に至るなど、妊娠出産に影響するだけでなく、若い女性の命に関わる深刻な病です。

また、子宮頸がんが妊娠健診時に見つかることが多く、妊娠と同時に母子ともに命の危険にさらされると思います。子宮頸がんの主な原因はヒトパピローマウイルスの感染によるものと言われております。その感染を防ぐのに効果があるのが子宮頸がんワクチンであり、接種することで発症を抑えることができると言われております。

子宮頸がん予防ワクチン接種は、平成25年小学校6年生から高校1年生相当の女性を対象に、公費で負担される定期接種に指定し、予防接種を開始いたしました。しかし、接種後に全身の痛みなどの健康被害報告があったため、厚生労働省はわずか2か月で接種の積極的勧奨を控える勧告を出しました。健康被害との因果関係も認められないため、定期接種という位置づけは変えていませんが、多くの自治体では住民への案内をやめるなどの対応が続いているので、ワクチン接種の存在すら知らない人も増え、対象者の方が正しい情報を知る機会が失われている現状です。予防接種の対象者や保護者に正しい情報が伝わるように周知できているのか伺います。

2件目、乳がん等の検診について伺います。

令和2年度の当町における成人検診は12月7日で終了いたしました。私も今年初めて全ての検診を受診することができてとてもよかったと思っております。毎年10月は乳がん撲滅を目指し、早期発見、早期治療を啓発するピンクリボン月間です。がんは日本人の死因第1位を占め、2人に1人ががんにかかると言われております。国立がん研究センターの統計によると、日本人女性の9人に1人が乳がん罹患すると言われております。乳がんは早期発見、早期治療できれば、完治する可能性が高いと言われております。そこで伺います。

1番、乳がん検診等の受診率について伺います。

乳がん検診及び乳房超音波検査受診率の動向を伺います。また、対象者に対する当町の取組を伺います。

2番、乳がんグローブについて伺います。

セルフチェックでも発見できる唯一のがんが乳がんです。乳がんの自己検診、セルフチェックするためのグローブの配布の考えはないか伺います。

答弁のほうよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

大友仁子議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の予防接種についてのご質問の高齢者肺炎球菌ワクチンについて、肺炎は高齢になるほど重症化しやすく、高齢化に伴い年々死亡者数が増加している。高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けやすい環境の整備に対する当町のさらなる取組を伺うにお答えをいたします。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種につきましては、予防接種法に基づき、高齢者の肺炎球菌の感染を防ぐことを目的に、65歳から100歳までの5歳刻みの方、予防接種日に60歳から64歳にな

る方で、心臓、腎臓または呼吸器に日常生活が著しく制限される障害をお持ちの方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能により日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方を対象として4,000円を上限に公費負担を行っております。予防接種の対象となる方には、高齢者肺炎球菌ワクチン予診票兼接種券を個別に送付し、予防接種をお勧めするとともに、広報やホームページでも周知をしているところであり、今後も現在の取組を継続し、予防接種を進めてまいりたいと考えております。

次に、子宮頸がんワクチンについて、子宮頸がんの主な原因は、ヒトパピローマウイルスの感染によるものと言われております。その感染を防ぐのに効果があるのが子宮頸がんワクチンであり、接種することで発症を抑えることができると言われております。予防接種の対象者や保護者に正しい情報を伝えるように周知できているか伺うに回答をいたします。

子宮頸がんワクチン接種は、平成22年からワクチン接種に対する費用助成を行い、平成25年4月から予防接種法に基づく定期接種となりました。その後、接種部位以外の広い範囲で痛みや運動障害などの多様な症状が報告されたことから、現在、定期接種としての位置づけは変わっておりませんが、積極的勧奨は差し控えられているところであり、

当町におきましても、個別の通知による周知は差し控えており、広報やホームページを通して予防接種の実施や接種を希望する場合には保健センターで相談するよう周知しているところであります。積極的な接種勧奨の差し控えが長期にわたっており、定期接種の位置づけには変わりないことから、今後においても保護者への情報提供について丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次に、乳がん検診等についてのご質問の乳がん検診等の受診率について、乳がん検診及び乳房超音波検査の受診率の動向を伺う。また、検診対象者に対する当町としての取組を伺うについてお答えをいたします。

乳がんは、日本女性の9人に1人が罹患すると言われており、女性のがん死亡原因の第1位になっております。乳がん検診は、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、40歳以上の女性を対象に2年に1回の間隔で検診を受けていただいております。

当町における乳がん検診の受診率は平成29年度35.2%、30年度で40.5%、令和元年度で43.2%となっております。また、乳房超音波検査につきましては、若い年代にも乳がんの罹患の可能性があることから、30歳から39歳の女性を対象に実施しており、平成29年度28.1%、平成30年度24.3%、令和元年度34.9%となっております。

受診率向上の取組として、40歳の方への検診無料クーポン等の発行や昨年度からは30歳から60歳までの5歳刻み年齢の方を検診無料対象としました。また、令和元年度から健幸ポイント事業を実施し、受診を促したところであり、

今後も乳がん検診を受けていただき、早期発見、早期治療につながるよう事業を継続してまいります。

次に、乳がんグロブについて、日本女性の9人に1人が乳がん罹患すると言われ、乳がんは早期発見、早期治療できれば完治する可能性が高いがんと言われております。セルフチェック

でも発見できる唯一のがんである。セルフチェックするためのグローブの配布の考えはないか伺うにお答えをいたします。

乳がんによる死亡は女性の死亡原因で第1位であり、今後も増加が予想されることから、対策の重要性を強く認識しているところであります。また、がんの中で唯一自分で発見が可能ながんでもあります。定期的な自己触診が大切と言われていることは議員ご承知のとおりであります。セルフチェックのための乳がんグローブのご提案ですが、定期的な自己触診法について住民に周知したいと考えておりますので、現段階では乳がんグローブの配布については考えておりません。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

それでは、再質問させていただきます。

はじめの高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種についてでございますが、平成30年度の保健活動概要の中にもありますが、65歳以上の方に通知していると思うのですが、平成29年度は26%、平成30年度23%ということで、3割を下回る状況ですね。なかなか肺炎球菌ワクチンといってもすぐ受けようという65歳の方がいないような状況だと思うのです。65歳になる年に1回だけの通知でしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

高齢者肺炎球菌ワクチンの通知につきましては、毎年度その該当となる65、70、75と5歳刻みの方々につきましては、個別に通知をしているところです。このワクチンは平成26年度から開始しておりますけれども、現在5年間経過いたしまして、その5年のうちに受けていらっしゃらない、例えば65の方は70歳になられるということで、その70歳のときにも通知のほうはお出ししているという状況にあります。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員

1 番（大友仁子君）

この肺炎球菌ワクチンなのですけれども、一生に1回だけ打てばいいということで、その辺ちよっとやっぱり町民一人一人というか、65歳以上の方に徹底して周知していただければと思います。

次に、子宮頸がんワクチンなのですけれども、10月9日に厚生労働省から通知が来ていると思うのですが、今まではいろんな副作用とかあったために積極的勧奨はしていなかったのですが、そのエビデンスも見当たらないとか、はっきりしないのですね。それで、その通知には個別通知をするようにという、今回新しく通知が来たと思うのです。

それで、朝日新聞にも子宮頸がんの主な原因となるヒトパピローマウイルスへの感染を防ぐワ

クチンを接種する女性が減った影響で将来の一定期間に子宮頸がん患者が約1万7,000人、死亡者が約4,000人増えるとの推計を大阪大学などのグループがまとめたということもありました。また、日本経済新聞にも子宮頸がん予防効果高くということで、結局今までは推奨はしていなかったのですが、ちょっとここで入れ替えてやっぱり周知をするべきではないかということが載っていました。

接種するかしないかは、そのご本人と保護者によりますと思うのですが、そういう周知の徹底をしたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

子宮頸がんワクチン接種につきましては、現在積極的な接種勧奨をしていないところがございますけれども、議員おっしゃるとおり、子宮頸がんの原因はヒトパピローマウイルスが影響しているということも分かってきております。ワクチンの有効性ですとか、それから副作用等につきまして、保護者の皆様にも周知をしながら接種を考えていただきますように、今までは個別通知なども行ってはまいりませんでした。今年に入りまして、12月広報に子宮頸がんワクチンの接種対象者をご相談くださいということで掲載をさせていただきます。やはり相談者の方、お一人でしたけれども、ご相談いただいた方もおりますので、今後さらに周知につきまして検討してまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

早速、山形県の天童市ではその厚生労働省からの通知を10月に受けて、すぐにその対象者に個別通知をしたということがありましたので、ぜひやはりいろんなワクチンで100分の1とか1,000分の1とかは副反応がある方もいるかもしれませんが、大体がやはりそのワクチンで助かったということもあるかと思うので、ぜひ周知のほうを徹底していただきたいと思います。

そして、乳がん検診なのですが、大体年々受診率が増えていてとてもいいことだと思います。やはりその乳がんグローブなのですけれども、日頃一人一人、女性は気にはしているのです。それで、乳がんグローブというのがあるということのをせめて周知していただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

乳がん検診等につきましては、様々な取組をいたしまして、受診率がおかげさまで上がっているところがございます。自分で見つけられるがんの一つということで、自己触診法、自分でその触診をしながらがんの早期発見に自分でも努めていただけるのかなというふうに思います。

その乳がんグローブにつきましては、そのものがあるということは承知しているところです。

ですので、今後、乳がんの自己触診法教室ですとか、地域での健康教室などにおきまして、こういうものがあるよということでご紹介などはしていきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

それで、もう早速やっぱり乳がんグローブを配布している地域があるんですね。それで、静岡県の東伊豆町というところでは、早期発見や自己検診を促すということで、静岡県東伊豆町は10月から乳がんを自己検診、セルフチェックするためのグローブ、手袋を配布する。乳がんは自己検診で見つけることができるがんで早期発見できれば9割が治ると言われる。グローブは特殊な素材でできており、素手よりも感度が高まるため、異常を見つけやすいということです。

配布対象は初めて乳がん検診の対象となる30歳、乳がん検診の無料クーポン券を配布する40歳、更年期に差しかかる50歳、検診のお知らせとともに郵送する。保健センターでも先着順に30個配布するという例もございますので、ぜひ乳がんグローブって1個500円未満らしいのですけれども、ぜひその辺も検討していただければと思いますが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

乳がんグローブにつきましては、なかなか自己触診法を自分で定着していけるように、普及啓発のほうにも力を入れてまいりたいと思います。そういう中で、その乳がんグローブの存在を周知しながら、現段階では配布というところまでは考えているところではございませんが、そういう紹介もしながら、住民の皆様定期的にセルフチェックについてさらに周知していきながら、考えていきたいと思っています。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

いろいろ周知をしていただきながら、町民の皆様のためによりしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで、大友仁子議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

感染予防のため消毒をいたしますので、40分まで休憩といたします。

---

休憩 午前11時22分

再開 午前11時39分

---

議長（高橋拓生君）

再開します。

通告2番、升沢博子議員、登壇、質問願います。

11番、升沢博子議員。

#### 1 1番（升沢博子君）

通告2番、升沢博子です。よろしくお願いいたします。

9月会議においても取り上げさせていただきましたが、子育て支援施策について6項目の質問をさせていただきます。明解な答弁をよろしくお願いいたします。

まず1点目は、令和2年度中に開設を目指している子育て世代包括支援センターについて、9月会議のところでは保健センターに設置と答弁いただいております。子育て世代包括支援センターは、母子保健と子育て支援の両面から住民に身近な市町村が子育て世代に寄り添い、相談、支援の充実に努める機関として平成29年の母子保健法の改正を機に各自治体に令和2年度までに設置するよう努力義務とされたものとなっております。

母子保健法に基づく母子保健事業、子育て支援法に基づく利用者支援事業、児童福祉法に基づく子育て支援事業、このような法律に基づきまして、当町も様々な支援に今まで取り組まれておりますし、現在も取り組んでおります。

支援は多くの機関が関わることから、情報が複雑化して関係機関の統一した連携体制がなかなか確立できないと、このような課題に対応するために子育て世代包括支援センターを設置して、妊産婦、乳幼児などの状況を継続的、包括的に把握し、対象者の相談に保健師などの専門職が対応に当たる、また必要な機関への連絡調整を行うとなっております。

そこで、開設に向けた経過と進捗状況、開設後の取組についてお伺いいたします。

次に、2番目でございます。子育て世代包括支援センターの設置に当たっては、専門職を配置するよう要求されておりますが、職員の配置について伺います。

3番目、現在、コロナ対策という国全体が経済状況あるいは独り親世帯、そういったところに非常に大変な暮らしのところが出ております。この現在のコロナ禍の中、子供たちを取り巻く環境は悪化していると思われまます。当町におきましても児童虐待、そういったところが危惧される場所ではありますが、その状況と相談体制についてお伺いします。

4番目ですが、産後支援、育児支援、サポーター養成制度の導入の考えはないでしょうか。これは産後のそういったお母さんたちの育児の中にいろんな大変なところがあったところをサポートする、そういった人たちを養成するというところで、ほかの自治体のところで行っている事業であります。ぜひこういったところの制度の導入が必要と考えますが、導入の考えはないでしょうか。

5番目でございます。ただいま建設中の新社会教育施設は、子育て支援機能の充実のために町内全体の子育て支援活動の拠点となるような計画はあるのでしょうか。第2次の子育て支援計画の中にもこの拠点とすべき子育て支援センターとなり得る施設となっているという、そういった計画も入っておりますので、その考えを伺います。

最後に、過去に平泉町立幼稚園で取り組んでいた年中児教室が今現在どういう運営になってい

るのかお伺いいたします。

以上、子育て支援施策について6点の質問をいたしました。よろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

子育て支援施策についてのご質問の令和2年度中の開設を目指している子育て世代包括支援センターについて、開設に向けた経過と進捗状況、開設後の取組について伺う。また、家庭教育の重要性に鑑み、センター設置をどのように生かし、当町の子育て環境の充実を目指していくのか伺うにお答えをいたします。

子育て世代包括支援センターの開設に向けた経過といたしましては、子育て世代包括支援センター開設準備に係る連携会議を開催し、関係課で設置に向けて子育て支援事業の現状と課題等について協議をしており、今後も連携会議を継続し開催してまいりたいと思っております。

また、乳幼児の実情を把握するという観点から、町内幼児施設に出向き、支援が必要と考えられるお子さん方の情報共有を行い、関係機関との連携づくりも行っているところであります。

開設後の取組につきましては、妊娠期から子育て期にわたる相談を行い、関係課、関係機関との連携会議を開催し、情報共有や連携しながら切れ目のない支援を行えるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、子育て世代包括支援センターは、全ての妊産婦、乳幼児とその保護者を対象として相談を行い、支援を行います。出産後の育児不安や乳幼児期の子育ての悩みなどに対しては、母子保健事業として実施している産後ケア事業や子育て支援事業の紹介を行いながら、良好な母子関係が築けるよう支援してまいります。

学童期以降の児童やその保護者から相談があった場合には、就学前の支援との連続性も考慮しながら、適切な関係機関につなぎ、連携して対応をしてまいります。

次に、子育て世代包括支援センターの職員の配置について伺うのご質問にお答えをいたします。

子育て世代包括支援センターの職員の配置につきましては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課から発出されております、子育て世代包括支援センターの設置運営についての中では、保健師等の専門職を配置し、専任が望ましいとされております。現在、会計年度任用職員として保健師等の募集も行っておりますが、引き続き人材の確保に努めてまいります。

次に、コロナ禍の中、子供を取り巻く環境は悪化していると思われる。当町における児童虐待の状況と相談体制について伺うのご質問にお答えします。

児童虐待の現状につきましては、昨年度の厚生労働省福祉行政報告例での平泉町の児童虐待相談件数は延べ3件、今年度の児童虐待相談件数は令和2年12月1日現在で延べ10件発生しております。虐待発生の通告による町の対応方法につきましては、児童の安全確認後保護者に連絡を取り、父母それぞれから聞き取りを実施しております。虐待が確認できた場合は、保護者に虐待の告知を行い、今後どのように解決していくか一緒に考えながら、家庭問題を取り除くための指導

及び支援を行っております。ケース事案によっては、児童相談所及び警察署に状況報告し、技術的援助や助言を求めています。また、子供の保護の緊急性が高い場合につきましては、一関児童相談所に送致しております。

児童虐待が発生する家庭には、多くの問題を抱えている場合が多いことから、関係機関と個別ケース検討会議を開催し、情報の共有を図り、共通の認識に立って支援に向けた役割分担を決めた上で、その家庭に応じた対応を行ってまいります。

次に、産後支援、育児支援サポーター養成制度の導入の考えはご質問にお答えをいたします。

妊娠、出産、産後の様々な不安や家事の支援など、母親に寄り添い、身体面、心理面の不安を軽減するための事業が産前産後サポート事業であります。

当町におきましては、産後の育児不安に対する支援として、産後ケア事業や乳児訪問、離乳食教室、子育て支援事業等の母子保健事業を実施しておりますが、子育ての手助けを希望する際には、広域的に実施しておりますファミリーサポート事業を紹介しているところであります。産後支援、育児支援サポーターの養成制度の導入につきましては、母子保健事業や子育て支援事業等を通し、母親のニーズを把握しながら導入の可否も含めて考えてまいります。

(5)、(6)のご質問につきましては、教育長が答弁をいたします。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、私から(5)の建設中の新社会教育施設は子育て支援機能の充実のために町内全体の子育て支援活動の拠点となるような計画はあるかのご質問にお答えをいたします。

現在、建設中の新社会教育施設は、生涯学習の交流拠点として公民館、図書館、子育て支援機能及び多目的ホールを備えた複合施設として整備を進めており、町民にとって余暇や自己研さんの場としての活用のほか、にぎわいの創出や交流の場としての役割が期待されております。

このうち子育て支援機能については、お話室、交流室、キッズスペース、相談室、授乳室を配置し、家庭教育や子育てに関する講座や授業の実施、子供の遊び場の提供、子育て世代の交流の場、子育てに関する相談などを行うと予定しております。

具体的な運営内容につきましては、指定管理を行う委託業者との協議を進めていきますが、開館に当たっては、町内の子育て支援に関わる組織と連携を図りながら、町全体の子育て支援の充実を図ることを目指しております。

また、相談対応に関わる家庭相談員などの配置については、就学前児童や家庭に関する電話、面接、家庭訪問等による個別対応ができる体制づくりに向けてさらに検討してまいります。

次に、(6)の過去に平泉町立幼稚園で取り組んでいた年中児教室の再開について何うのご質問にお答えいたします。

過去に年中児教室を行っていた就学前児童の保護者に対する指導、支援についてであります。現在は3歳児検診の結果に基づき、幼稚園、保育所及び保健センターが連携して子供の発達の経

過観察を個別に行う形で取り組んでおります。保護者への相談対応については、就学前の年中児の時期に幼児学級や個別面談などを通じて、子供の発達の現状を踏まえて子供とどう関わっていけばよいかなど、機会を捉えて家庭教育支援を行うとともに、支援を必要とする子供については、個々の発達段階に応じた適切な支援を行ってまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、順序を追いまして再質問をさせていただきます。

まず最初に、子育て世代包括支援センターにつきましては、現在まで4回の会議を重ねて準備をしているという答弁がございました。これは9月会議のところでも伺ったわけなのですが、保健センターに設置するという点については、了解しております。そして、母子保健型ということでそういう形になりますと伺ったところですが、その根拠と申しますか、そこに至った形、理由を伺いたいと思います。

母子保健型あるいは基本型、いろんな組み合わせがあって、その自治体に合った方法でその包括支援センターを設置するよという、そういう国からあったわけなのですが、平泉町はそこを選択した理由について伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

今回の子育て世代包括支援センターの設置につきまして、母子保健型ということで保健センターのほうに設置するという点にいたしました。それにつきましては、子育て世代包括支援センターの役割といたしまして、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目ない支援が必要だということなどもございまして、妊娠期からの関わりということであれば、保健センターのほうではその妊娠届から妊婦さんとの関わりもございまして、その後の継続的な支援なども考えたときに、やはり母子保健型ということで継続的な支援をしていくために保健センターのほうに設置するというようなことにいたしました。

また、保健センターでは、妊娠期からということですが、思春期事業等も実施してございますので、そういう若い世代からの関わりということからして今回は保健センターに子育て世代包括支援センターを設置しようということを決めたところです。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

ありがとうございます。いろんな取組の事例があると思うのですが、そのような事例については検討と申しますか、検討されたわけでしょうか。ちょっと今回10月ですか、総合教育会議の中で家庭教育の重要性について話し合われました。検討中の子育て世代包括支援センターの

役割として相談体制、関係機関の連携、家庭相談員の必要性ということが挙げられました。

子育て世代包括支援とは母子保健の重要性もさることながら、児童生徒までの包括的な支援を行うことが本来の支援の趣旨ではないでしょうかということで、平泉の取組が今回はこういう形になったということのその理由をちょっと伺いたかったわけです。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

このたびの子育て世代包括支援センターにつきましては、その役割といたしまして、相談体制ですとか関係機関との連携、そして必要な方には妊娠期からの支援プランというものを立てながら、継続的に支援をしていくというような役割を持っているところです。

この議員おっしゃる児童生徒までの関わり、包括的な支援が必要なのではないかとというようなお話でしたが、大事なことだというふうに認識しております。子育て世代包括支援センターが母子保健事業等のみではなく、児童生徒、思春期のその中にあるお子さん方についても相談を受け付けながら、乳幼児期からの関係性、連続性というものも考慮しながら、相談を受け付け、そして必要な関係機関のほうにつなぎ、そして連携をしながら対応していくというようなところも考えてはいるところでございますので、児童生徒の相談等も受けながら、関係課、関係機関と連携していきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

ここで暫時休憩といたします。

13時から再開いたします。

---

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

升沢委員、マイクを口元に向けてお願いいたします。

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは続けます。

先ほど、保健センター所長のほうからも答弁がありました、大事なことではあるので、児童生徒にも対応した包括支援センターとしたいという答弁がありました。ここでちょっと教育長に伺いたいわけなのですが、総合教育会議が10月26日に開かれたところで、ちょっと私も傍聴させていただきました。

その中で出された意見ということでございました。先ほども申し上げたのですが、これまでの協議を踏まえて今後の家庭教育に個別に相談できる体制、関係機関の連携、家庭相談員という、

そういう意見が出された。その中で、これが包括支援センターは子育てを補完する役割を担うべきと、子育てに悩む親を育てる、社会教育事業やPTAなどによる支援環境も必要と。そして、国が就学前までを対象とする支援センターに関して就学後も一体的な相談支援体制で対応すべきとの声も寄せられました。そういった総合教育会議だったと思います。

そのことについて、やはり一元化した包括センターにすべきではないかというところを思うわけですが、教育長の見解を伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

昨年度3回の総合教育会議は子育て支援についてということで論議をしてみました。それは、就学後の子供たちの様子を見るにつけても、もっと以前からと言いますか、小さいときからの子供たちの育ちについて、保護者等の支援をやっぱり充実していくべきではないかというふうな考え方から議論をしてきたところでもあります。

その中で、包括支援センターが設置されるというときに教育委員会としてもその一員として連携をしていくというふうなことが大事であろうというふうなことは論議してきたところでもあります。包括支援センターは、先ほど保健センターの所長が申しますように、母子保健の立場というふうなことが大切にしていく中身であります。先ほど話があったように切れ目のない、関係性、連続性を大事にするというふうなことから言えば、その後の子供たちがどう育っていくかというふうなことで、そこで終わりというふうなことではなくて、例えば1人の子供の育ちをつないでいく、引き継いでいくというふうな関係性というふうなことを大事にしていかなきゃならないというふうに思うところでもあります。その部分については、考え方も一致したのではないかなというふうに思っているところでもあります。

それがひいては小学校、中学校、そして高校生とかいうふうなことにつながって行って、どのように関わっていけばいいかということを考えていくというふうなことが必要だというふうなことで話をしてきたというふうなことでもあります。

ですから、ぷつんと切れるのではなくて、どう引き継いでつないでいくかというふうなことを大切にしていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

教育長の見解を伺いました。本当にそのとおりだというふうに考えます。そこで、職員の配置について伺うわけなのですが、今回その母子保健ということで、保健師は設置も義務付けということになるだろうというふうに伺っておりますし、この常勤のコーディネーターの役割を担う保健師は兼任ではなく専任として業務に当たるという解釈でよろしいのでしょうか。

そして、保健、福祉、医療、教育等の関係機関全ての連絡調整を行うのは大変重要な役割であり、実務経験のある方が望まれますが、このことについてはどういうふうに考えているのでしょ

うか。

今年の3月会議において町長の答弁の中に包括支援センター設置の具体的な取組として、保健師、助産師、看護師等の専門職の人材確保に努めるというふうに答弁されております。もちろん本日の答弁の中にも会計年度任用職員の保健師を募集をしますと、9月のときにも同じ答えはいただいているのですけれども、そうなってくると本当に保健師あるいは家庭相談員、そういったところの人材確保が非常に重要になってくるというふうに考えますが、そこについてお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

人材確保につきましては、現在も会計年度任用職員といたしましてハローワークのほうに募集を出しているところでございますけれども、なかなかそのような現在保健師、看護師、助産師の資格をお持ちの方がなかなか確保できていないという状況であります。

今後も引き続き募集を続けながら、勤務していただける方を当たっていきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

職員の設置に関しましては、当局の覚悟のほどを伺いたかったところなのですが、ただいま答弁をいただきましたとおりなのかなというふうに思っているところです。

現在、県内の子育て世代包括支援センター、町村単位の設置の状況を見てみたときに、矢巾町あるいは金ヶ崎町というところで設置している中で、その設置基準といえますか、矢巾町子育て世代包括支援センター設置規則、規則でうたっているところ、あるいは金ヶ崎町子育て世代包括支援センター事業実施要綱という形で定められているようでございますが、当町におきましては、こういった設置基準にするのかについてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

その設置基準等につきましては、今後具体なところで、近隣市町村等県内の状況等も見させていただきながら、そしてそれらを参考にしながら、平泉町にどのような形がよろしいのかというところを今後進めてまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、次の項目に移りたいと思います。

現在、コロナの状況の中で、各家庭を取り巻く環境が大変だろうなと思うところでございます

が、なかなか微妙な問題でもあります虐待ということについては、非常に危惧されておるところ、先ほどの答弁の中にも令和元年度より令和2年は数が増えているということで、やはりそうなのかなというふうに思うところなのですが、ここに対処しているということは答弁ございましたけれども、要保護児童ということで対処されていると思うのですが、要保護児童対策協議会という形で当町が設置されている形について説明をいただけないでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

要保護児童対策協議会につきましては設置しております。平泉町では次代を担う全ての子供たちが心身ともに健やかに成長し、安心して子供たちを育てられる地域づくりを生み出すため、児童福祉、保健医療、教育関係、警察、司法、人権擁護の関係機関の代表者から成る平泉町子どもすこやかネットワークを設置しております。そのネットワーク会議に支援ケースの総合的な把握及び検討並びに定期的な情報交換を行うための実務者会議と要保護児童の実務的な支援方法について協議するケース会議を設置しております。

これらの代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議で構成しているのが要保護児童対策協議会となっております。

議 長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

そういった会議が行われているということで、その個別の案件があった場合に担当しているのは町民福祉課ということによろしいでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

要保護児童対策協議会、略して要対協と言っておりますが、この事務局は町民福祉課のほうで事務局を置かれているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

ふだんの子供の様子、そういったところを見ながら把握をされていると思うのですが、それは現場であります幼稚園や保育所、そういったところでの対応というかそういったところもやはり子育て支援センターという形で対応されているのか、その辺の様子についてはどういった形で発見に努めているのか、その方法といたしますか、そこについて伺います。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

そういった要保護の関係、虐待を受けている子供たちにつきましては、保育所、幼稚園に限らず、小学生、中学生のお子さんもおりますので、その各関係、小学校、中学校、あとは保育所、幼稚園の先生方からの通報とか、あとは家庭内で起きたときには近所の方からの通報とかありますので、そういった様々な通報、通告によりまして、受けた段階で要対協が町民福祉課の事務局で動いているところでございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

最近ちょっと調べた中で、お隣の宮城県の涌谷町というところは、子育て世代包括支援センターを設置もちろんしているのですけれども、その中で要対協ですか、そのところとの連携を深めながら、福祉との連携をきちっと取りながら、丁寧な対応をしているという、そういった事例報告もちょっと調べたところだったのですけれども、その今回の包括支援センターも非常にそういうところではもちろんつなぐという大事なところだとは思いますが、そこが本当にポイントではないのかと思うのですが、そこに新たなセンターの中でどういう位置づけになるのかお伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

要対協とあとは包括支援センターでございますが、それぞれ役割が重複しているところもございますので、今後その互いに連携を図りながら、情報交換をしながらそういった虐待事情の対策に努めてまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

母子保健分野とそれから福祉分野と、そういうところきちんと連携を取って当たっていくという、そういうところは本当に大事になってくると思いますので、そのところはぜひとも期待するところでございます。

次の質問なわけなのですが、これはファミリーサポート事業にもつながるということで、質問の中に産後支援、育児支援サポーターの養成制度の導入はということをお伺いいたしました。

この制度は、資格を持った方たち、あるいは子育て支援の研修を受けた方、そういった人たちが産後のお母さんたちを支援するような人材育成ですよね、そういうところがこれは一関のところで取り組まれているところなわけですね。それで、その要件の中にファミリーサポート事業で預かりの会員でもある方という、それを連携しながら育てていくという、そういった方針だと思うのですが、ちょっと平泉の現在のファミリーサポート事業の件数について伺います。昨年度、今年度増えているのかどうなのかということをお伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

令和元年度のファミリーサポートセンターの利用者数ですが、令和元年度は11件ございました。あとは令和2年度は今見込みでございますが、14件となっております。多少伸びているところはありますが、全体の一関、平泉を含めた分でいくと、2%を切っている状態でございますので、利用としては少ないと認識しております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

以前にも申し上げておりますが、こういう事業をやっているということの周知と、それから人材育成をどうするのかということ聞いたところもありました。なので、やはり何かでこういうふうアクションを起こしていかないと、なかなか増えない。そして来年も再来年もというところになっていくのではないのかなと思いますので、その辺をやっぱり考えていただきたいというふうに思っているところです。

こういう事業を、答弁の中には考えてはいる、検討しているという答弁もあったのですが、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほど町長も答弁いたしましたとおり、産後支援、育児支援サポーターの養成制度の導入につきましては、母子保健事業や子育て支援事業等を通し母親のニーズを把握しながら導入の可否も含めて考えておりますし、あとファミリーサポート事業につきましても、こういった制度をそういった方がこういった事業を使ってファミリーサポートのほうにも参画していただければと思っておりますので、引き続き検討させていただきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

次の質問についてですが、第2期の子育て計画の中にも入っております社会教育施設、新たにできる施設の中にそういった子育て支援センターとなるものを設置していくという、そういった計画もございました。令和4年7月ということで、その中身について、中身についてはこれからですということなのでしょうけれども、近隣の市町村を見ますと、やはりそういう公民館、図書館、そして子育てというところのやはり拠点となり得るそういった場所ではないかと思いますが、そのところをどういうふうにお考えか、教育委員会のほうに伺いたいのですが。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

今、お話しのように令和4年の7月に開館する社会教育施設ではありますが、その中の子育て支援に関わる場というのは、先ほど申し上げたとおり諸説あるわけではありますが、子育て支援について基本的に誰がどの場でどう関わっていくかというふうな基本的な考え方については、来年度4月以降の運営に係るワークショップ等も予定されております。そういったような中でご意見をいただきながら論議を進めていく必要があるだろうというふうに思っています。

指定管理の運営に関わる会社が果たして管理的なハード面だけではなくて、その会社が持っているノウハウ、全国展開していると思います。そういった中でどのような子育てについてのソフト面の知見なりそういったものを持ち得ているかということはまだ把握しておりません。そういった専門的な考え方を持っているのであれば、それをお聞きしながら、かつ今、平泉町の子育て支援としてやっていることも理解していただきながら進めていかなければならないなど、そのように思っているところであります。

よって、どう活用していくかというふうなことについては、まさにこれからだなというふうに思っているところです。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

この新社会教育施設の中の要求水準書の中に職員のところでちょっと子育て支援のところの要求がないなど、ちょっと前に質問したことがございました。図書館の司書あるいはその館長とかそういったところの専門職は置くけれども、子育てに関しての要求はなかったように説明のところで感じたところです。それで、確かに来年度中身、運営についてはこれから検討ということだと思うのですが、当町の姿勢として、やはりそのところの重要性といいますか、そういったところは町民の意見を聞くまでもなく、町の姿勢としてきちっと打ち出していなければならないと思いますが、そこはどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

保育所に支援センターを設置しているわけです。そういった現在組織している体制と新たな施設の中でというふうなことと、どのようにそれをマッチングしていくかというふうなことはこれからというふうに思いますが、一番最初に答弁で申し上げましたように、家庭教育の重要性に鑑みてセンター設置をどのように生かしていくかというふうなこともそれに関わる大変重要な問題だというふうに思いますので、家庭相談員を云々というふうなことについては、まだこれについてははっきりとしていないところがありますけれども、希望としては、気持ちとしてはやっぱりそういう方が配置をされて、常時でなくても多くの若いお父さん、お母さん方の相談相手になるというふうな場面というのは将来的には大事になってくるであろうというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

ぜひとも期待をしたいところであります。

このたび質問に当たりまして、今回各担当課に様々なこととお聞きし、調査したわけなのですが、そのとき感じましたのは、私の認識不足もあるとは思いますが、この件についてはこの担当で、この件については別な担当課と、非常に事業によって分かりにくい、これもしかしたら町民にとっても分かりにくいところがあるのではないのかなというふうに感じたところです。

やはり改めて感じるのは、子供に関することはこの係と、一元的に管理するところが必要なのではないかということ非常に感じたところです。今回、今までと、その包括支援センターができることでどう変わるのでしょいかと。そこが、いや、もしかしたら全く何も変わらないというふうにならないように、1つの町民に対して町が取る子育てに優しいまちづくりとしてきちんとアピールをして、そして総合教育会議で町長がおっしゃっていたように、行政だけではできない、そしてその相談員だけではできない、やはり家庭教育、町民全体のそういう子供を育てるという意識がなければという、そういうところも非常に感じているところですので、総合的なそういった取組、そこについてやはり今回をきっかけに取り組んでいただきたいなと思っておりますが、このことについて町長はどういうふうにお考えかお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

今、議員が心配されている分野ですが、いずれ包括支援センターを設置するという事は、今、議員が心配されていることを1か所に集中させ、そこから発信をしていく、発信というのはこのことについては、直接に学校、例えばこの部分については中学校とちょっと関わりあるのでとか、実は行くところないから町民福祉課来たならば、これは保健センター行ってくださいとか、従来そういういった部分もあった、これは保育所行ってくださいとかといったことがいろいろの内容によってもそれは違って来たと思いますが、それが今回はやはり母子保健だけではなく、議員が何度かここでも質問されておりますけれども、いずれ母子、まさに妊産婦とかそういう方々から幅広く18歳までのそういった幅広くやるそういう包括であります。その中にセンターを保健センターに置くというだけで、保健センターのことだけやるということだけやるということでは全くございませんで、その辺は理解されていることと思います。

そこへ集中させて、このことはやっぱり保育所と学校と、小学校ですね、と一緒にやっぱり、例えばこの内容については、ちょっとまだ学校に入る前からのそういう関連があるならというように、そういう1か所に集中されながら、じゃ、こちらへ行って紹介もするから、そこへ行って相談してくれとかお話ししていただければといったように、やっぱり1か所に集中させながら、そしていろんなニーズに応えながら支援をしていくということでもあります。

先ほど、今度できます社会教育施設もなのですが、全部それは社会教育施設へ行って語っていただきますという、今までだと先ほど心配していたような、それはそっちかと、これはこっちかと振り回されるようなそういう形を取らないで、あくまでも一極に集中させながら、そしてそ

こから幅広く、そして1か所のところでだけ回答ができていない、そういういろんな内容があると思います。

そういった意味では、今回の包括は、やはり町全体として保健福祉のみならず、そうした子育て、小学校、中学校、高校とあろうと思いますが、そういった部分についても対応できる、そういうものに、単純に連携、連携といいながら、ただ紹介するのが連携ではなく、本当に相談に応えられるそういう引き出しもきちっと準備しながら、そして対応しながらやっていく、そういう包括であります。

名前のごとく包括でありますから、まさに窓口は相談のところは1か所でも、それに担当するのは、やはり窓口は広くなることも内容によってはあると思います。だから今、議員が心配されている様々な課題も出されましたけれども、そういったことも含めながら今後はやっていかなくちやならないというような思いです。と同時に、職員の配置お話もされましたけれども、さきの答弁に限るわけですが、ただ、人を派遣するにはやっぱり地域をよく理解している方であったり、やっぱりきちんと資格が持てるということの優先度よりも、やはりある意味では心を寄せながら、やっぱり親身になってやっていただける、そういう人材の確保というのは非常に大事なところだというふうに思っております。特に、今回の包括は様々な分野において、相談所は1か所でも窓口はいろんな広い分野に関わってくると思います。

特に、最近DVとか様々なそういったそのことも一人一人その内容が違うわけでありまして。そういった意味では、そういったことをやはりきちんと相談に乗っていただける方というのと、そんなに簡単な人事配置にはいかないと思います。そういったことも最大限考慮に入れながら、新たなスタートを切る包括支援センターをそういった角度からスタートしていきたいなというふうに思っております。

急ぐあまり形をつくるだけのそういう、だけのと言えればちょっと語弊ありますが、形のスタートということではなくて、そういった議論も総合会議でもお話させていただいておりますし、もう一つやっぱり大事なことは、いろんな世代の方々がいろんな、子育てには悩みを持っているのは、たくさんあると思います。しかし、その中で平泉の今後の教育の一つの柱として、総合会議でも委員の人たちとも議論させていただいているところではありますが、やはり家庭というものをもっとやっぱり町の教育の柱として、例えば玄関から外は、学校は学校教育あるわけですが、やっぱり家庭には家庭の家庭教育というものがあると思います。

その辺を子育て支援という中でありながら、そのことも含めながらのそういった新たな家庭教育の重要性というものも、やはり子育て世代の方々にきちっとそれを教育と、勉強会とか学習会を開きながら、自分たちの子供は地域でも責任持つけれども、やっぱり親にもきちんと責任を持ってやっていく、そういう気持ちをしっかり持っていただきながら、地域に参加する、そして自分たちも子供たちも一体の地域に参加していくという、そういう新たなそういう包括支援センターのスタートにそういった部分も特に取り入れながらやっていきたいというふうに、現段階で考えているところであります。いずれ考えていることは実現したいと思っております。

以上です。

(発言する声あり)

議長（高橋拓生君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

55分まで休憩といたします。

---

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時54分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告3番、猪岡須夫議員、登壇、質問願います。

猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

通告番号3番、議席番号3番、猪岡であります。

一般質問を行いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

すみません、マイクを。

3番（猪岡須夫君）

ありがとうございます。

一般質問を通告通り行う前に、新型コロナウイルス対策に奮闘されている方々に衷心より感謝を申し述べたいと思います。

さて、順を追って伺います。

次期総合計画策定について。小項目は重要改善分野についてであります。

会議で計画策定は、町民が重要度が高いと考えているにもかかわらず、その満足度が低いもの、必要とされながら実現がされていないものを重要改善分野として整理し、現状の満足度と今後の重要度を指標とし、計画策定で優先的取り組むとした。いかに仕分し取り組むのか伺います。

次に、新人口ビジョンをどう計画に反映させていくのか伺います。

サイレントマジョリティー、保守的な声なき多数者、声なき声に手を出さないではなく、町としてしっかり対応すると、そう答弁をいただきました。現状の福祉施策に強い懸念を抱く方々の意見を聞く場を設けたのか、私の育った長島は、我が家に住み、田畑を耕し、そして5年後には生産年齢人口が65歳以上人口より少なくなると推計されている地域であります。この推計を示しておきながら、何をどうしてくれるのかと不満を口にする、また心配だと口にする、特に若い力のあるお年寄りが心配しております。大丈夫かと。

こういうことを考える力がある方たちが今後追いかけてくる若い世代を心配しております。聞かれていないけれども、心配しております。本当にこれでいいのかと。そこをどう反映させてい

くのか。それともまず若者が優先、将来ある若者のために、ここは年寄りはこの際いいのだと、信念を持ってそう言い切るのならそれもよしです。ただ、いつまでもどこでも問われ続けることになると思います。

どんどん人口が減っていて、来年にはもしかすると7,200人台になります。65歳以上は大きな数や割合になるのです。誰もがそれを考えています。自然に数は減っていく、けれども、分母がそれ以上に減るのです。薄くまた求められもしなかった年齢層の持つ考えや求め、望みを聴取し、どう受け止め評価し、反映させているのか伺います。

続いて、福祉の充実について伺います。

まず1つ目です。私は交通弱者対策は福祉の施策だと考えています。長島で最も期待されているのはこれだと考えます。交通弱者、そして重なる生活困窮への施策、移動に伴う支払いにお金がない、そうおっしゃいます、そういう方がいらっしゃいます。歩くのさえつらい交通弱者にとって非常に厳しい季節になります。

普通に長島から町へ出てくる移動の際に見かける自転車で買物に出かける住民をどう救済するのか。めどは立つのか。早急にめどは立つのか伺いたいです。免許を所持し、日々に運転している我々が施策を議論している。その議論している人間にとって正反対のできない苦しみを背負っている、そういう方々を放置してはなりません。もし対策なしでこのままいって免許返納したならば、バス停や駅が近くにない人は後の祭りであります。だから、返せない人がいらっしゃいます。

患者送迎バスを利用するにも路線に出るのに時間がかかるという方が大層いらっしゃいます。役場に出向かなければならない住民票の取得や各種届、受け取り、お金をかける余裕などないから郵便局ではだめかと言われました。言われ続けました。今でも聞かれます。何でだめなのと、農協ないんだよと、そう言われます。皆が皆、役場の近くに住んでいません。でも皆町民です。集金してくれれば、その集金期限にならなくても払うよ、そうおっしゃいます。ずっと言われ続けました。郵便局は防犯上それができないのです。それしか言えません。

交通弱者対策の現状について伺います。めどは立っているのでしょうか。

続いて、待機児童の現状はいかがですか。改善されましたか。今後繰り返されない対策は具体化しましたか。

移住者が欲しい平泉町には魅力づくりが欠かせません。暮らしやすいまちづくりの一步と考え、新たな企画をつくっていただけないでしょうか。

以上、伺います。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

猪岡須夫議員からのご質問にお答えをいたします。

次期総合計画策定についてのご質問の重要改善分野の概要について、重要度の上位に位置する改善分野とはいかなるものか伺うにお答えをいたします。

次期総合計画の作成に当たっては、昨年度に実施した町民アンケートの結果から町民の現状と満足度と今後の重要度を施策分野ごとに点数化し、町民ニーズに基づく優先的に取り組むべきことを分析するため、重要改善分野、現状強化維持分野、経過監視分野、現状維持分野の4つに分類したところであります。

このうちご質問のありました需要改善分野につきましては、町民が重要度が高いと考えているにもかかわらず、その満足度が低いもの、すなわち必要だと思っているにもかかわらずあまり実現されていないものを分類したものであります。

これに該当する施策としては、医療保険、年金制度の適正運用、商工業の振興、雇用勤労者の施策の推進、道路交通網、上下水道の整備が挙げられておりますが、既存の取組の改善や新たな事業展開を行う検討を要するものとして、変化する社会情勢なども総合的に勘案しながら次期総合計画に記載していくこととしております。

次に、現在の人口ビジョンと新たなものとの様相の違いがあるのか、捉えているならばどう町政に反映させようとするか何うのご質問にお答えをいたします。

平成28年3月に策定した人口ビジョンにつきましては、今年度で策定から5年が経過することから、この5年間の人口動態や新しい総合計画との整合性を図りながら、現在改定作業を進めております。現在の人口ビジョンにおける令和2年の独自推計人口は、7,418人と設定していたところですが、住民基本台帳における令和2年1月1日末現在の人口は7,485人であり、その差異は67人とおおよそ推計どおりの推移となっております。

現在、自然現象や社会現象など詳細なデータを分析するとともに、社会情勢の変化等を考慮しながら、人口の将来展望の見直しを進めておりますので、将来人口推計の設定に当たっては、同じく改定を進めている第2期総合戦略において子育て支援や移住定住の促進、産業の振興など、人口減少対策に特化した今後の施策を盛り込み町政に反映させてまいります。

次に、福祉行政についてのご質問の交通弱者の足の確保、安全の確保について何うにお答えをいたします。

高齢者を中心に、いわゆる交通弱者と言われる移動手段を他に求めなければならない方々の移動手段の確保は町の喫緊の課題と認識しております。このことから、町では地域にとって望ましい公共交通の在り方について地域公共交通会議において協議を重ねておりますが、現在公共交通に関するアンケート調査を各行政区に出向きながら実施しており、その結果も踏まえながら地域公共交通会議において引き続き協議を進め、地域の実情に即した新たな公共交通体系の早期の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、待機児童の現状と発生させないための現実的な対策について何うのご質問にお答えをいたします。

令和2年12月1日現在の待機児童はゼロ歳児1名、1歳児1名で2名となっております。保育所は子供たちの保育環境を安全に確保すべく厚生労働省、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、職員配置及び専用区画の確保等の配置基準に従い運営をしているところであります。町の待機児童の要因としましては、保育士不足及び対象クラスの専用区画の確保となっ

ていることによります。

保育士の確保につきましては、今後もハローワーク等を通じ求人を行ってまいります。専用区画につきましては、幼保一体化により幼稚園及び保育所の施設の共有化が可能となっていることから、保育需要に合わせ柔軟に検討し、待機児童解消に向け努力をしております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

再質問をさせていただきます。

順番に行きたいと思いますが、前後したならばご容赦いただきたいと考えます。

1 番目です。財政調整基金が令和7年度には4億5,000万になるよという資料を最近見せていただきました。今現在企画にない投資、新規投資をしたならば、その4億5,000万ももっと少なくなる。減少はいつ反転するとお考えでしょう。財政調整基金の減少はいつ反転するとお考えでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

財政調整基金につきましては、毎年度その予算編成及び各定例議会の中でお示ししておりますけれども、今後の投資事業によってあるいはその歳入、交付税の動向、それから人口減による地方税収等々いろいろ様々な要因によって増減が出てくるというところでありまして。現在の見通しの中では、そういった先ほど議員おっしゃるとおりの状況ではありますけれども、今後の動向については、不確定要素がかなり多いということでありまして、どこの時点で増になる、どこの時点で減になるというふうな、毎年度の状況を見ながら変化しておりますので、あくまでも前回お示ししている数値については、その時点での見通しでございますので、今の時点でどういうふうになるというふうな確定的なことは言えないというふうなところでございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

地域福祉の様々な課題を踏まえると、現在取り組んでいるけれども、各種福祉政策は決して十分なものではないと認識していると伺いました。答弁にあると思います。これからますます少子高齢化が進み、福祉に関わる人材、その方たちに支払われるもの、また採用する、こういう部分にますますお金を投資しなければならないのではないかと考えます。増減があるとおっしゃいました。今伺いました。減の幅のほうが大きいのではないかと私は考えます。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

毎年度、先ほども申し上げましたけれども、予算編成時において当然見込まれる歳入、地方交付税もですけれども、地方税もですけれども、そういったものも全て見込む中で、歳出については義務的経費、投資的経費等をその歳入に見合った予算を調整しながら編成しているわけでございます。

その中でいろいろ計画にないものも突然、今回のコロナのようなコロナウイルス対策といったそういったことも毎年度いろいろなことが出てくるわけですが、その都度その財政計画を立てながら厳しめに見ているところでもありますので、必ず減っていくというふうなところについては、やはりその状況、状況を見ながら、持続可能な自治体を経営していくというふうなそういった基本理念がありますので、そういった中で見込んでおりますので、その減っていく、増えていくというところについては全体の中で見なければなりませんので、一概にそういったことにはならないのかなというふうには考えております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

苦しいですね。

ところで、年齢の上のほうの方たちの意見聴取をきちんとするよというお話を伺ったような気がするのですが、そういう場は設けられたのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

総合計画を策定に当たりまして、町民の方々から意見を聞くという中での高齢の方への意見聴取ということだと思っておりますが、昨年度のアンケート、それから今後の予定につきましては、年明けてからになります。町民の説明会を開催いたします。そのほかにパブリックコメントということで意見聴取も広くいただきたいというふうに思っておりますので、そうしたもので対応してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

4月には示さなきゃならないのにね。1月からやると。どんなお話を伺えるのか。ちょっと11月30日の新聞の記事に40歳からの納付しなければならぬ介護保険料、その介護保険料の滞納が国内の高齢者に2万人滞納していると、そういう記事がございました。平泉町、特にも長島は我が家に住み、田畑を耕し、暮らしていらっしゃる方が多いのですが、都会で言ったらば資産家なんです。簡単に生活保護を受けられないのです。そういう方たちのことも背負っていかなくちゃならないのが多分行政だと思うのです。いかがでしょうか、現状はどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

猪岡議員、質問通告の内容に沿ってお願いしたいと思います。

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

介護保険につきましては、一関地区広域行政組合のほうでの事務となっておりますので、当町でのちょっとその状況につきましては把握はしておらないところです。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

ありがとうございました。考えなきゃならないコストですよ、総合計画で考えなければならぬコスト、これ役場の近所の半径ではなくて、私、長島に住んでいますので、そういうことの試算というのは総合計画では反映するのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員、もう一度簡潔に質問をお願いいたします。

3 番（猪岡須夫君）

これから10年間の計画をつくるに当たって、地域ごとにかかるコスト等は試算されていらっしゃるのでしょうか。各種行政サービスのコストは試算はしない。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

総合計画につきましては、10年後のまちづくりの姿、理念、それから基本構想というものを設定をしていくわけでございますが、その中でこの地区に投資をするとか地区ごとにそういう優先度を設けるといことはいたしておりません。町内全体の中で優先度、緊急度の高いものは当然先にやるということがございますけれども、そのことを総合計画の中に何年度にここをやるというふうな記載はないです。10年後の町の姿というものを記載するものになってございますので、優先度等を受けて計画を策定するとすれば、毎年策定をいたします実施計画の中で優先度と緊急度等を勘案しながら策定をしていくということになります。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

大変ありがとうございました。

私あまり素人で、まだちょびっとしか議員になっていませんので、一人一人そういう立場ということで、分からないことあったら聞けと言われましたので、ちょっと伺ってみたものです。

ただ、行政サービスにおけるコストというのは、アウトソーシングしたからいいというものではない。アウトソーシングしたのはなぜか、なぜするのか、それは役場の中で背負っちゃうとコスト高いのですよね。コストかかるのだよね、人件費高いから。そういうことなのです。だからできるものとできないものをちゃんと仕分けて、そして示していただきたいと私は考えておるのです。それは分かりますか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

今、行政のアウトソーシングというお話がありましたけれども、いろんな行政の事務、役場の中での様々な業務の中で、今そういったアウトソーシングという流れは確かにあります。それは民間ができるものは民間にというふうな流れもありますし、先ほど申し上げられましたけれども、コストの関係でアウトソーシングしたほうがコスト的には低く抑えられるというふうなこともあろうかと思えますけれども、その住民サービスの点からして、コストだけでいいのかというふうなところも問題があると思えますし、やはり大きな市とか県ではそういった例も見られますけれども、小さな町の中ではなかなかアウトソーシングするにしてもそうした業者もそんなに可能性は少なくなってくると思えますので、やはりそういった点につきましては、いろいろ様々な検討が必要だろうというふうに思っております。必ずしもアウトソーシングイコール効率化で住民サービス向上につながるかどうかということについては、しっかりと検証しながら対応していきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

私が見ておる中で、アウトソーシング、例えば見守り活動とか、それから配食サービスとか、それから私がドライバーやっている福祉有償運送ですとか、大体そのコストをほとんど考えていないです。でもありがたがられるのです。非常にありがたがられます。独居の方たちなんかは本当に郵便ポストに残っている郵便物を見て声をかけたりするわけです。ですから、そういうのも一々コストかかっているのです。それは5年先、10年先、行政サービスとして充足されているかなと常々思うのですよ。

車椅子に乗った方を運ぶとか、そういうことも本当に1,000円で町内往復できるとか前沢往復1,600円だよとか、そういうことのコストって頭を痛めるというのはそういうことなのだと思うのです。でも、いろんな行政サービスがありながら、そのコストをどう評価しているか、これをぜひ考えていただきたい、そう考えます。

交通弱者対策に移ります。

先ほど長島では最も期待されている実施してほしいサービスではないかなと私は考えるというふうに申し上げました。長島はもちろん長島以外の方たちでも実際に期待している方たちはたくさんいらっしゃると思います。半径2キロ、役場で半径2キロ、これに長島一切入っていません。ちょうど高館橋を渡り切ったところの十文字、あそこが2キロです、遠いんです。タクシー代かかるのです。そういうことなのです。高い移動手段しかない、そういうことです。

あと5年で人口ビジョンでは、長島は高齢人口が生産年齢人口を超えるとお示しになっていきます。分水嶺です。誰がその後地域を守るの。買物支援、これも60歳より若い人たちがほとんど参加していないと思えますけれども、でも安全に移動支援するには、やっぱりそれだけのマンパワーが必要だと思います。そういうことを最後に支援するのは、やっぱり共助を最後に支援するの

は公助なのです。行政サービスを提供する側が共助しろというのは、それは駄目。情報提供、設備提供なら分かる。

だから、そういう中で、ぜひめどを立てていただきたい。早急に交通弱者対策のめどを立てていただきたい。とにかく長島から平泉の駅前は遠いです。非常に苦勞していらっしゃいます。冬場に自転車に乗るのです。こういうことを理解するには自分がそうなったときの姿を考えないと免許を返納できないのです。ぜひ、ぜひ早急に具体的な施策を町民に示していただきたいです。ぜひお願いします。防災で自助、共助、公助という言葉があります。火山灰降って積もってしまっただけからでは遅いのです。免許返納せざるを得なくなってからでは遅いのです、公助は。

どうでしょう、もう一度伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

交通弱者の足の確保ということで、現在町では患者送迎バスということで戸河内、達谷窟とそれから長島地区ということで運行をさせていただいておりますけれども、議員からご指摘のありましたとおりバス停までの距離がやはり遠いということで、なかなか利用したくても利用できないという声があるということで、この間の課題としてここはしっかりと把握をしているところでございます。

それらを受けて、長島地区に限ったことではないのですけれども、交通空白地域と言われる場所が存在をしていると、バス停が遠い、それからスクールバスが大型なものですから、通れないというふうなお話をさせていただいたこともあったわけですが、そういったことから空白地域ということがあることで、そこに対策をとということで、この間検討をしまいったところでございます。

現在アンケート調査、21行政区中17の行政区まで済んでおりますので、残る4つを今後進めて今月中に公共交通会議の中で今後の方向性を示しながらご意見をいただくということにしておりますけれども、まだそのアンケート結果を詳細に分析したところではないのですが、現在患者送迎バスについては病院への運行と、主に病院ということでやっているわけですが、アンケートの中では、病院よりもやはり買物というものが多いう状況になっておりますので、新しいその運行を考える際には、新しい公共交通を考える際には、その買物をできる公共交通のアクセス、これ全て町で運行するに限らないのですけれども、公共交通になりますので、いろんな組合せでそういったものをカバーできるようなものをつくり上げていくというふうなことを今後その公共交通会議の中で話し合いをしていくということになりますので、今月の12月の会議、それからその後も会議を重ねて、これもう数年後ということではなくて、早急にこの形あるものにしていきたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡議員、質問を簡潔によろしく願いいたします。

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

移動販売車なんていうのはお考えになりませんか。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

移動販売ということで、当課の今申し上げました公共交通の中に移動販売というのは含まれていないわけですが、今民間さんのほうで取り組んでいる食材の配達とか、こういったものもごございますし、あとはいろいろな企業のほうから配食サービスを今後取り組んでいく予定だというふうなお話も聞いているところがございますので、町としてそれがその全体ということとはなかなか、全体といいますのは、誰でも利用できるということになると、これ今度民業の圧迫にもつながってまいりますので、やはり本当に町がやるべき必要な方に対してのサービスというのは、それは当然やらなければならないというふうに考えてございます。現状の中でその移動販売車を持っていくというふうなのはまだ想定してございません。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

今のお話で行くと、年金の日にジョイスが9時半から営業をしてタクシーはとても混むと、そういう情報があります。年金日。これは年金頂いて往復を使われているのだろうなというふうに思います。ただ、やっぱり長島からだが高額なのです。ここら辺を考えていただきたい。それからあと、JAの廃止に伴う金融サービス、納付、ここら辺はどういうふうにお考えでしょうか。各種納付の利便性の向上。

議 長（高橋拓生君）

荻山税務課長。

税務課長（荻山義浩君）

郵便局におきます税金の納付につきましては、平成3年度に発行される納付書から郵便局のほうでその納付書を持って行って納付ができるというようなこととなります。現在は郵便局にあります取扱票ですか、赤い取扱票に記入して納めるというような形になっております。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

令和ですね。郵便局も南北に2キロずつ、東に4キロあるのです。それも非常に大変な作業になっております。

足元の安全について前議会で伺いました。竜ヶ坂線の安全評価はどういうふうになっているのでしょうか。町道竜ヶ坂線の安全評価はどういうふうになっていますか。

議 長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

安全評価という評価は項目として調査ということはしておりませんが、舗装の劣化とかそういうもので長寿命計画というものを策定しておるところでございます。それで、今どの程度の劣化状況かというのはちょっと手元に資料ございませんので、分かりませんが、ちょっと今どういう状況か分かりませんが、いずれその長寿命化計画のほうで道路としての舗装面の劣化状況については調査をしているというところではございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

よろしいですか。特に、冬の行き来が県道と町道との行き来が危険だという指摘があります。ぜひ状況を確認していただきたいと思います。今、コロナ禍のために他地域からの訪問者が激減しておりますので、特段問題ないかなというふうに思いますが、やはり事故起きてからでは遅いです、あそこは。そう考えます。よろしくお願いします。

最後に伺います。

当町は今年度何人赤ちゃん生まれる予定ですか、生まれましたか、生まれる予定ですか。母子手帳等の発行とか大体ありますよね。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

出生数ですけども、まだ集計としては取れていないところではありますけれども、大体30人弱ぐらいかというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

30人ですよ、ついこの間まで40人だったのですよね、大体、基準が。魅力ある町、移住する価値のある町、移住するに値する町、高速道路の出入口があるだけではなく、個人にも法人にも豊かな示しが当たり前にある町。世界遺産の町だけでなく、移るに値する町、移住するに値する町、そうした企画を立てていただきたいと思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

これで猪岡須夫議員の質問を終わります。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は明日11日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時39分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長

署名議員

同